

# 大泉町 みらい創造羅針盤

～大泉町総合計画2019～

## 基本構想





## はじめに



本町では、平成23年3月に「第五次大泉町総合計画」を策定し、住民参画による協働のまちづくりを推進しながら、前例にとらわれることなく、独創的な行政運営を展開してまいりました。

しかしながら、近年の人口減少を伴う少子高齢化、情報の多様化・複雑化など、様々な社会情勢の変化により、地方自治体を取り巻く状況は、益々厳しくなることが予想されます。

このような時代において、変化の波をとらえつつ、新たな課題に対しても迅速かつ柔軟に対応していくため、本町が目指すべき姿を示す「大泉町 未来創造羅針盤 ～大泉町総合計画2019～」を策定いたしました。

地域で生活を営む全ての人が、夢を持っていきいきと働き、子育てや交流を楽しみながら、安心して暮らしていくためには、これまで培ってきた協働の精神を引き継ぎ、行政のみならず、町民の皆さまとの連携、町民同士の協力によるまちづくりが重要と考えております。

今後も、歴史ある工業文化都市として更なる発展を目指し、将来都市像として掲げた「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～」の実現に向け、町民の皆さまとともに、一層の努力をしていく所存でございます。

結びに、本計画策定に際し、住民意向調査やパブリックコメントでご参画をいただきました町民の皆さま、総合計画審議会において、慎重審議をいただきました委員の皆さまのご尽力に心より感謝申し上げます。

2019年3月

大泉町長

利山俊明

# 目次

## 第1部 序論

1	第五次大泉町総合計画の振り返り.....	2
2	総合計画策定の趣旨.....	3
3	町の特性と現状.....	3
4	総合計画の構成と期間.....	4
5	町民等の意向.....	5

## 第2部 基本構想

1	まちづくりの基本理念.....	10
2	将来都市像.....	11
3	施策体系.....	12
4	土地利用.....	13
5	基本目標.....	14

## 第3部 資料

1	「大泉町 未来創造羅針盤」策定の経過.....	18
2	「大泉町 未来創造羅針盤」策定の実施体制.....	21
3	大泉町総合計画審議会条例.....	22
4	大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会設置要綱.....	23
5	大泉町総合計画審議会委員名簿.....	25
6	大泉町総合計画策定推進委員会設置要綱.....	28
7	大泉町人口ビジョン・総合戦略策定委員会等設置要綱...31	
8	大泉町総合計画に係るアンケート調査（抜粋）.....	34
9	大泉町の宣言.....	36

# 第1部 序論

## 1 第五次大泉町総合計画の振り返り

本町では、平成 23 年度から平成 30 年度を計画期間とする第五次大泉町総合計画（以下「前総合計画」という。）において、「ずっと住みたい私のまち おおいずみ ～ともに創る、安らぎと活力にあふれるまち～」という将来都市像に向けて、各分野の施策を推進してきました。

この間、群馬県が整備を進めてきた東毛広域幹線道路の大泉邑楽バイパス区間が供用開始となったほか、西小泉駅舎のリニューアル、3 市 5 町による群馬東部水道企業団の設立など、多様な主体との連携・協力による事業実施により、町民生活は更に快適なものとなりました。また、防災行政無線の運用開始や防災マニュアルの作成などの災害対策、大泉町配偶者暴力相談支援センターの開設により、安全安心に生活できる環境を整えるとともに、企業誘致や企業情報交換会による新たな雇用の場の創出や、異業種間でのマッチングなどに注力し、産業振興の促進につながりました。さらに、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」や、「大泉町手話言語条例」を新たに制定したほか、高齢者デマンド交通「ほほえみ」の運行開始など、すべての人に優しいまちとなるよう、施策を展開してきたところです。

一方で、我が国を取り巻く社会情勢は、各地での大規模災害の発生、地球規模での環境問題、ICTの急速な発展に合わせた高度情報化の進展、大量生産・大量消費型の社会システムから循環型社会への転換など、大きく変化し続けています。

さらには、人口減少や少子高齢化が叫ばれる中、人口の首都圏への一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで、日本全体の活力を高めていくという動きが始まりました。その理念として、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことに基づき、各自治体においても、地域の特色や資源を生かした、いわゆる地方創生の取り組みが求められ、本町においても、平成 27 年度に「大泉町人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。

「大泉町人口ビジョン・総合戦略」で示した取り組みと合わせ、前総合計画で掲げた 6 つの基本目標に基づく施策を推進する中で、子育てや教育、福祉など各分野においてスピード感をもって創造的、独創的な新規事業を数多く実現したほか、人口減少対策の一つとして、新たな企業の誘致などにも取り組んできました。

平成 29 年 3 月 31 日には町発足 60 周年を迎え、町民はもとより企業等とも連携しながら、この節目を町全体で祝うための記念事業を通じて、更なる一体感の醸成を図りました。

その結果、本町独自の政策を展開しながら、基本理念で掲げた「みんなで考え、みんなで進めるまちづくり」に基づき、多くの人たちが主体となったまちづくりを推進することができました。

## 2 総合計画策定の趣旨

本町では、これまで前総合計画に基づき、長期的な視点からまちづくりを進めることで、限られた人材や財源を効率的に配分し、更に質を重視した行政サービスを提供しながら、課題解決に向け、柔軟かつ適切に取り組んできました。

このような中、地方自治法の改正により、市町村における基本構想の策定義務は廃止されましたが、新たな課題にも対応しながら将来目指すべき都市像を実現していくために、今後それぞれの分野を網羅した取り組みや行政経営の総合的な指針を示す総合計画は必要であると考えます。

このことから、引き続き本町のまちづくりの方向性を示す最上位計画として、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

## 3 町の特性と現状

本町は、昭和 32 年 3 月に小泉町と大川村が合併して誕生しました。群馬県の東南に位置し、東は邑楽町と千代田町、西から北にかけては太田市、南には利根川を挟んで埼玉県熊谷市と隣接しています。面積は 18.03 km<sup>2</sup>で、県内で一番小さい自治体ですが、平成 30 年 6 月末時点の総人口は 41,818 人で、県内の町村では最も多く、そのうち 7,563 人の外国人も生活を営む国際色豊かな町となっています。

また、産業面では、昭和 15 年に中島飛行機小泉製作所が開所したことを契機に軍需都市として興隆を極め、現在まで「ものづくりのまち」として発展を続ける中、多くの優良企業が進出しています。

さらに、これまで都市基盤を積極的に整備してきたことにより、都市公園や街路などの美しい都市景観を持ち、町のほぼ中央を南北に縦断する『いずみ緑道』は「日本の道 100 選」や「美しい日本の歩きたくなるみち 500 選」などに指定されています。

一方で、人口に関しては、平成 17 年頃に総人口のピークを迎えた後は、大きく変動することなく、ほぼ横ばいで推移していますが、生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、高齢化が進展している状況です。

## 4 総合計画の構成と期間

本計画の構成は「基本構想」と「実施計画」とし、それぞれの内容と期間を次のように定めます。

### ■ 基本構想

基本構想では、まちづくりの基本的な考え方となる「基本理念」と、その考え方に基づき、本町が将来目指すべき姿を示した「将来都市像」、さらに、その将来都市像の実現に向け、各分野別で取り組むべき「基本目標」を明らかにします。

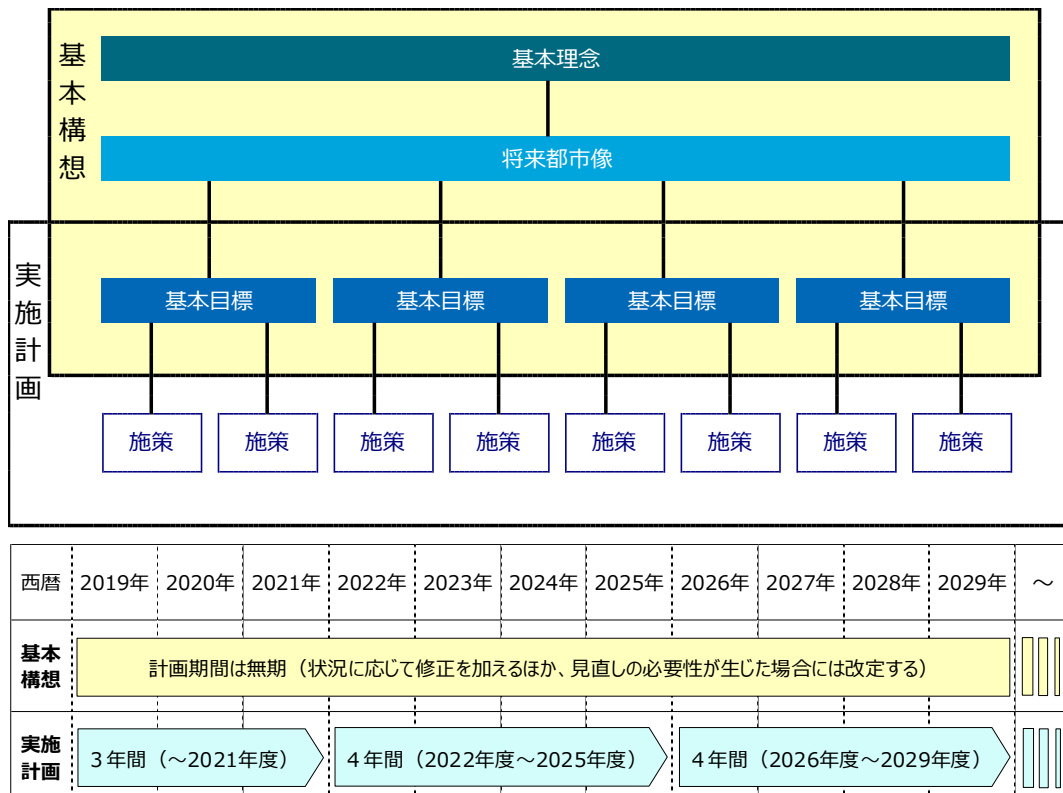
基本構想については、期間を定めませんが、状況に応じて修正を加えるほか、著しい社会情勢の変化や社会構造の大きな転換により、見直しの必要性が生じた場合には改定するものとします。

2019年度（平成31年度）よりスタートした当初の基本構想については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会全体における多くの物事に対する価値観が以前とは大きく変わってきたことに伴い、2021年度（令和3年度）に一部修正しています。個人の生活様式や企業活動のあり方が見直され、行政の役割が変わりつつある状況下においても、目指すべき将来都市像の実現に向けて柔軟に対応してまいります。

### ■ 実施計画

実施計画においては、それぞれの基本目標を達成するための施策を位置付けるものとし、毎年度進捗管理を行います。施策の実行手段として取り組む事務事業については、進捗状況に応じて方向性を見直しや予算への反映を行います。

実施計画の期間は、2019年度（平成31年度）からの計画については3年とし、以降は4年ごとに見直しを行います。



## 5 町民等の意向

本計画の策定に際し、今後のまちづくりに対する意見や意識を把握するため、それぞれ無作為に抽出した18歳以上の日本人と外国人、中学2年生全員、さらには大泉町外にお住まいで町内企業に勤務する人にご協力いただき、アンケート調査を実施しました。

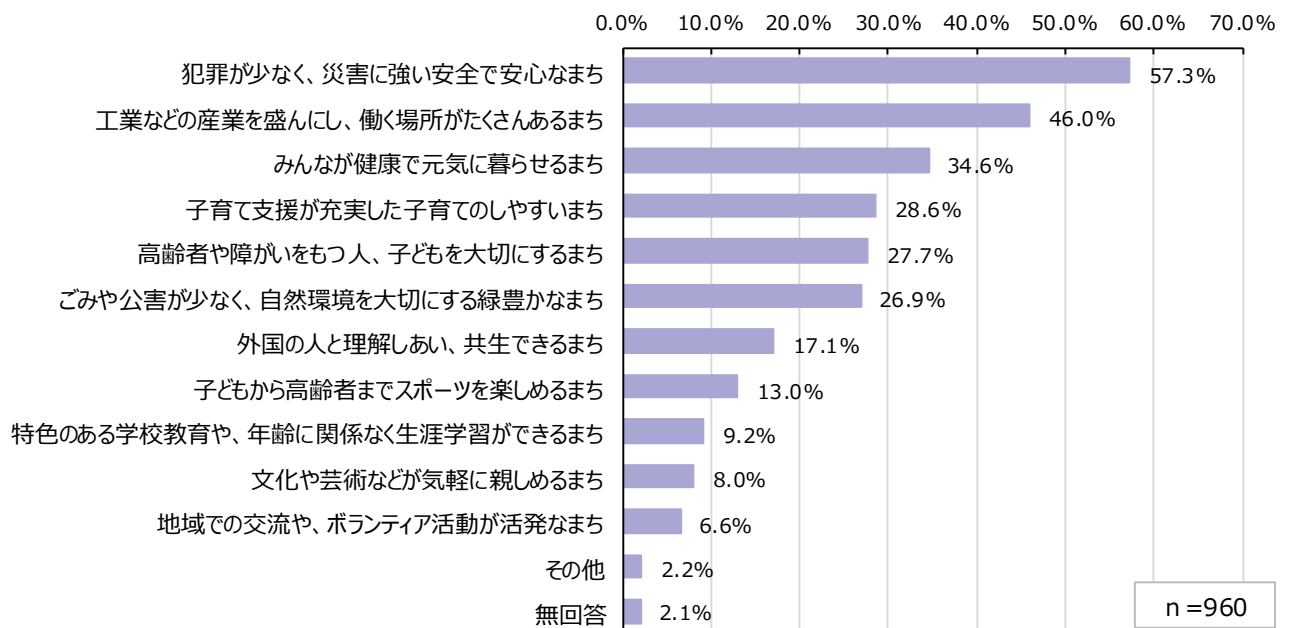
### ■ 今後のまちづくりの方向性

これからの大泉町は「どのようなまちを目指すべきだと思いますか」という問いに対し、18歳以上の日本人や大泉町外にお住まいで町内企業に勤務する人への調査では「犯罪が少なく、災害に強い安全で安心なまち」や「工業などの産業を盛んにし、働く場所がたくさんあるまち」の回答が多くなっています。

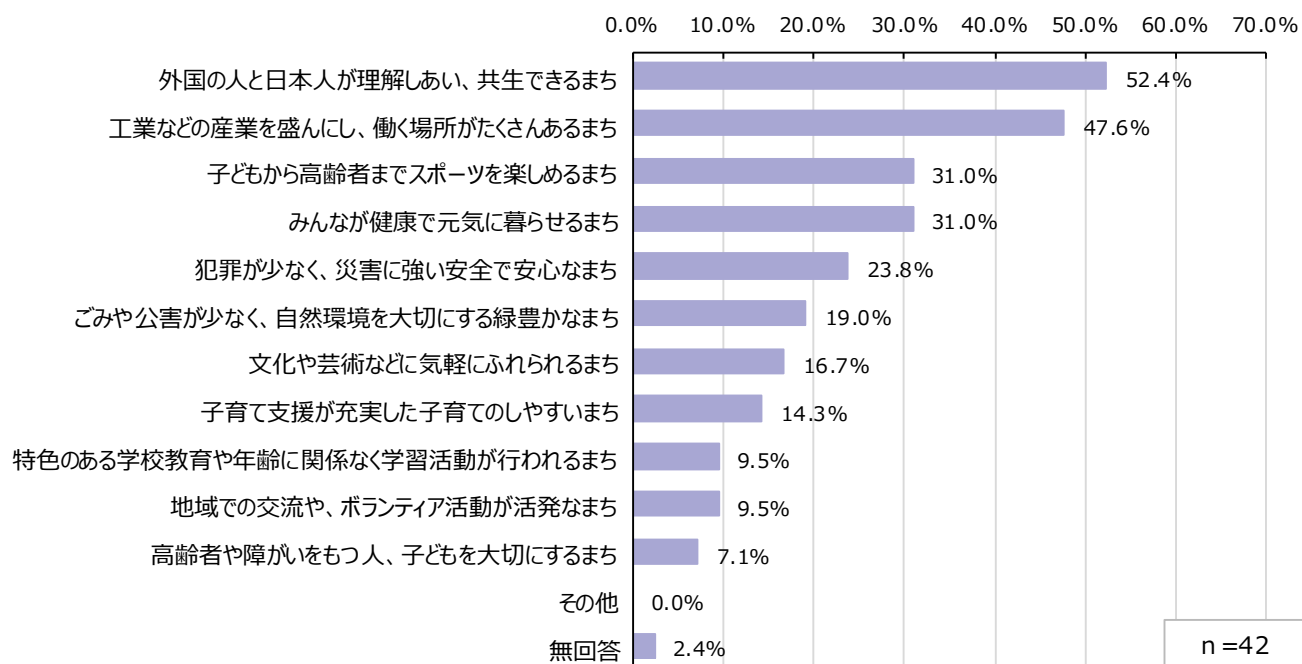
さらに、中学2年生への調査でも「犯罪が少なく、災害に強い安全で安心なまち」が最も多く、次いで「ごみや公害が少なく、自然環境を大切にする緑豊かなまち」となっています。

また、外国人への調査では、「外国の人と日本人が理解しあい、共生できるまち」との回答が多くありました。

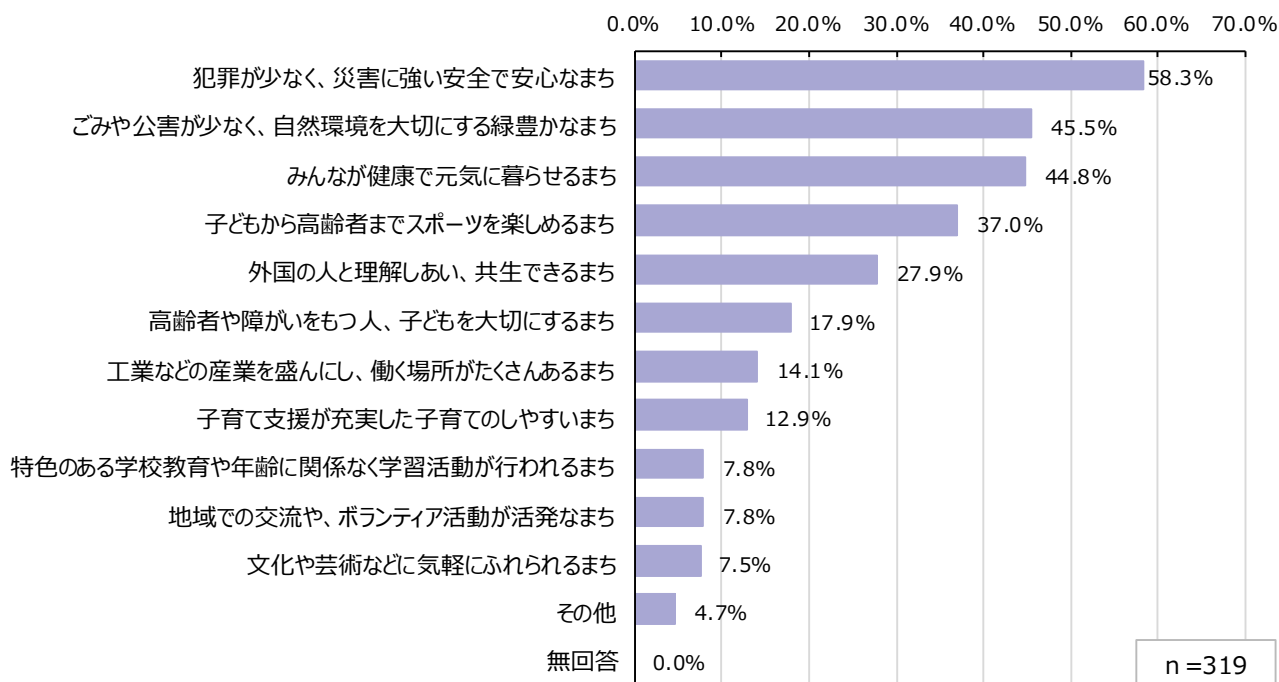
#### □ 日本人（18歳以上の町民）



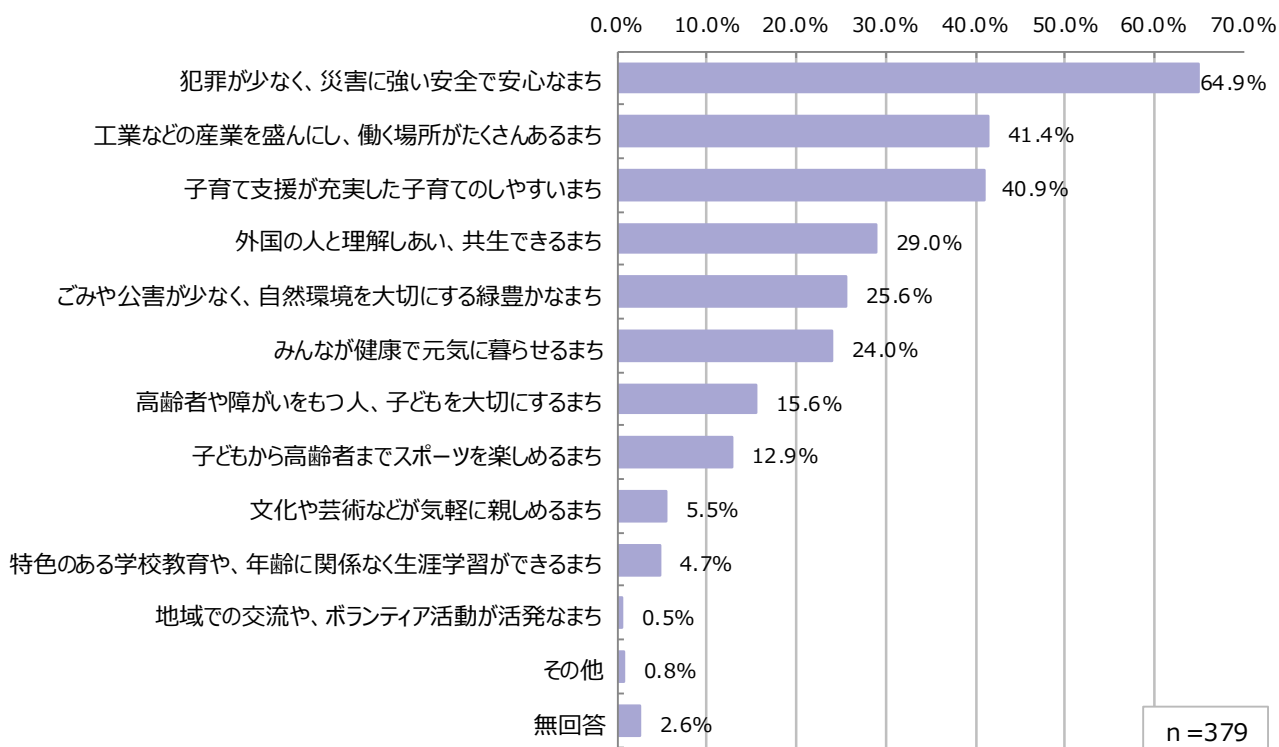
□外国人



□中学2年生



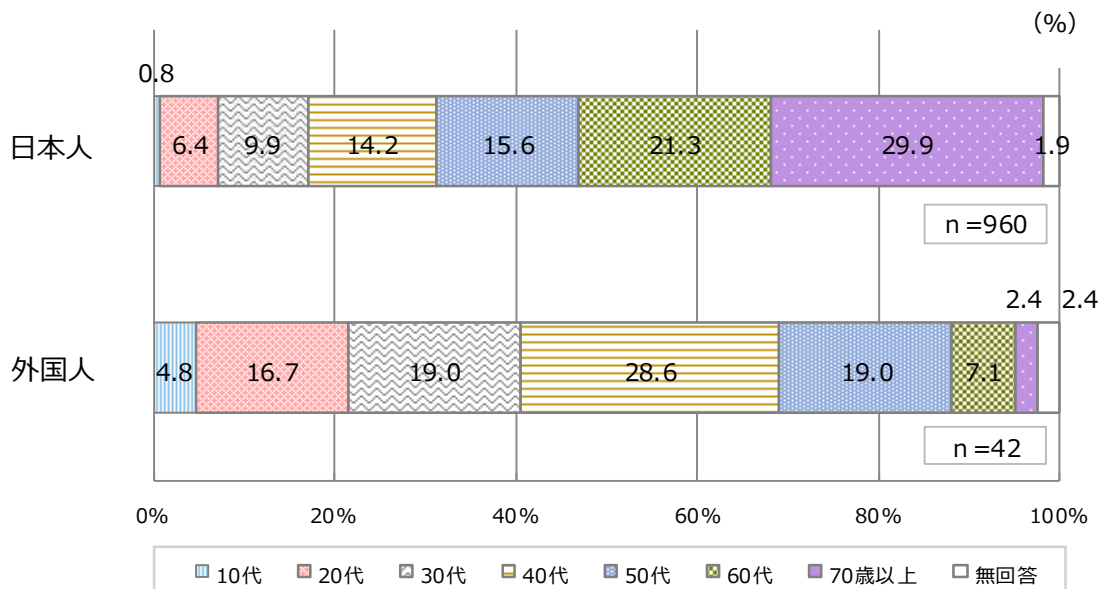
□大泉町外にお住まいで町内企業に勤務する人



■ 今後優先して取り組むべき施策

すべての対象者に、本町のまちづくりにおいて、「優先して取り組むべき施策」について調査したところ、産業振興については「商業の振興」、基盤整備については「既存道路網の舗装や管理」、行財政と協働については「在住外国人との共生の推進」、保健福祉については「高齢者福祉の充実」、生活環境については「防犯対策の推進」、生涯学習については「学校教育の充実」という回答が多くありました。

□回答者の年齢構成





## 第2部 基本構想

全国的に問題となっている人口減少社会の中で、本町が継続して発展していくためには、地域の特性を最大限に生かしたまちづくりの展開により、ここに住む人の暮らしがより豊かになり、さらには魅力あるまちを広く発信することで、多くのにぎわいを生み出すことが重要です。

本計画は、これからのまちづくりの基本理念を定め、将来の姿を描いたうえで、その実現に向けて一歩ずつ着実に進めていくための基本的な指針となるものです。

## 1 まちづくりの基本理念

「みんなで考え、みんなで進めるまちづくり」を基本理念とした前総合計画では、町民一人ひとりが自らの意思で参画し、更に町民と行政が互いに協調し合うことで、様々な施策に取り組んできました。その結果、町民と行政の双方が主体となり、さらには町民同士が手を取り合うことで、魅力あるまちづくりを展開することができました。

今後も、町民、各種団体、行政など本町にかかわるすべての人が連携を取りながら、お互いに力を合わせる関係を築き、「公助」である公的サービスだけでなく、地域の中でのボランティアや地域活動である「互助」、制度化された地域ぐるみの助け合いや支え合いである「共助」など、それぞれの役割と責任を認識し、行動することが必要不可欠となっています。

このような協働の精神を、これまでに先人達が築いてきた歴史や伝統とともに、しっかりと未来につなぎ、更に魅力にあふれるまちづくりを推進していくための礎としていくことが重要と考えます。

以上のことから、本町のまちづくりを推進していくための基本理念を次のとおり定めます。

**基本理念**

**未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり**

## 2 将来都市像

基本理念である「未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり」を踏まえ、全国的に人口減少が進む中で、年齢や性別、国籍にかかわらず、あらゆる人の個性が輝き、それぞれの希望が満ちあふれ、それらがまちの個性となって、「このまちなら住んでみたい」、「ずっとここで暮らしていきたい」と思える、前例にとらわれない独創的なまちづくりを推進していくことが重要と考えます。

以上のことから、本町がこれから目指すべきまちの将来像を次のとおりとします。

**将来  
都市像**

**「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ」**

**～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～**

### 3 施策体系

#### 基本理念

未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり

#### 将来都市像

「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ」  
く みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまちく

#### I 産業振興

活力とにぎわいのあるまち

#### II 基盤整備

快適で住みやすいまち

#### III 行財政と協働

互いにおもいやり、  
みんなで築く協働のまち

#### IV 保健福祉

誰もが支え合い、  
健康で心豊かに暮らせるまち

#### V 生活環境

環境と調和した  
安全安心なまち

#### VI 生涯学習

夢とやさしさをもって、  
生き生きと学ぶまち

## 4 土地利用

### ■ 土地利用の基本方針

土地は貴重な財産であるとともに、現在だけでなく将来にわたり町民の生活や産業などの諸活動の基盤となるものであることから、本町の 18.03 km<sup>2</sup> という限られた土地を健全かつ効率的に活用していく必要があります。

このため、地域の社会的、経済的及び文化的条件を総合的に捉え、地域の均衡ある発展を図ることを基本として、次のとおり用途別の土地利用方針を定めます。

### ■ 土地利用の設定

#### (1) 住居系の土地利用

人口動向を踏まえながら、他の土地利用との調和や自然環境の保全に十分配慮し、若者や子育て世代も含めた多くの人々が満足できる良好な住宅地の確保に努めます。

また、市街地内の一部に見られる低・未利用地については、市街地の基盤整備などを通じて、土地の有効活用の促進に努めます。

#### (2) 商業系の土地利用

鉄道駅周辺部や幹線道路の沿線部などの地域については、良好な商業・業務等の機能集積地として、今後の人口動向を踏まえ、住民ニーズに合わせた買い物利便の向上に努めるとともに、商業活性化に向け、事業者と十分な協議・調整を図り、にぎわいと魅力ある商業地の形成に努めます。

#### (3) 工業系の土地利用

大規模工業団地を中心として、工場が集積する工業系の地域については、雇用の場の確保や豊かで安定した生活を営むための経済基盤であることから、就労環境を踏まえながら、事業者や関係者と十分な協議・調整を図り、新たな工業地の確保、拡充に努めます。

なお、確保や拡充にあたっては、公害の防止策を講じることはもとより、自然環境の保全、周辺地域との調和に十分配慮します。

#### (4) 農業系の土地利用

農地は、食料供給の場としてだけでなく、国土保全や都市生活に潤いを与える公益的機能を有しており、また、他の地目へ変更すると元の地目に戻すことが容易ではない性質（土地利用の不可逆性）を持っています。

本町は、群馬県下で最も人口密度が高く、今後の人口動向に対応できるよう、本町の特性を生かした、総合的かつ計画的な土地利用が求められます。

このため、農業系地域については、農地の多面的機能や自然環境の保全に十分に配慮しながら、土地の有効活用を推進します。

また、東毛広域幹線道路の沿道部や既存の工業地に隣接する部分については、今後の社会情勢などの動向を見極めながら、新たな土地利用のあり方について検討します。

## 5 基本目標

### I 「産業振興」～活力とにぎわいのあるまち～

本町の産業は、これまでの企業誘致の取り組みや地域に根ざした企業活動などに伴い、活発な地域経済をはぐくむ基盤を整備してきたことによって、大きな発展を遂げてきました。また、令和6年には、昭和45年以来となる大規模な工業地を上小泉地区に確保し、新たな企業進出が見込まれることから、本町がこれまで以上に発展していくうえで、またとない好機となっています。しかしながら、本町の商工業を下支えする町内の中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化、グローバル化、デジタル化の進展など急速に変化する社会情勢の影響により、厳しい状況となっています。

また、農業においても、後継者不足による遊休農地や荒廃農地などが課題となっている中、農地の保全と有効活用、次代の担い手確保、農業の体質強化、高付加価値化の研究などの取り組みが必要です。

これらの社会情勢と新たな企業進出を見据え、各産業の経営基盤を強化することで雇用の創出・拡大を目指します。さらに、観光振興として、地域の特性を生かすとともに、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）【※1】の導入など新たな視点からの観光資源の発掘や開発、活用により、他地域にはない町の魅力を発信することで、「活力」と「にぎわい」をキーワードに『産業振興』を推進します。

### II 「基盤整備」～快適で住みやすいまち～

これまで本町は、快適かつ豊かな都市環境の充実に向けて、道路環境の整備をはじめとする基盤整備に取り組んできました。

今後も、自動車が必要な移動手段となる地域の特性を踏まえた道路の整備や維持管理をはじめ、公園・緑地の保全、災害に強い河川・水路の整備に加え、多様な生活様式にも配慮した交通手段の整備などにも積極的に取り組むことで、あらゆる人に優しく、本町で生活するすべての人に「住みやすい」と感じてもらえるよう、また、将来都市像で掲げられている「住んでみたい、住み続けたい」という思いの実現のため、「快適さ」と「住みやすさ」をキーワードに『基盤整備』を推進します。

### III 「行財政と協働」～互いにおもいやり、みんなで築く協働のまち～

本町が行財政と協働については、効率的かつ健全な行財政運営や積極的な住民【※2】参画による協働のまちづくりを推進してきましたが、近年の社会情勢のめまぐるしい変化により、これまでも増して迅速かつ柔軟な行財政運営が求められています。

そのため、住民のニーズを的確に把握し、安定した継続性のある行政サービスを提供するために、適時・適切に対応できる柔軟な組織体制づくりに取り組みます。また、庁舎周辺を新たな出会い、ふれあい、つながりを生む拠点としていきます。

さらに、行政だけで課題を解決するのではなく、世代や国籍を問わず、それぞれがお互いの立場や特性を認識・尊重しながらみんなで協力し合うことで、より良いまちづくりの基礎を築くために、「おもいやり」と「協働」をキーワードに『行財政と協働』を推進します。

※1 ICT…情報通信技術と訳されており、インターネットなどを活用した産業、サービスなど幅広い意味をもつ言葉として使用されます。

※2 住民…本町に住所登録を有する「町民」のほか、本町にかかわりのある人や地域社会の一員である住民生活団体、企業などを示します。

## IV 「保健福祉」～誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち～

本町の保健福祉については、前総合計画において「誰もが健康でいきがいのあるまち」を目標とし、その実現に向けて、様々な取り組みを行ってきましたが、その一方で、全国的な問題となっている少子化については、核家族化の進展や未婚化、晩婚化、出産年齢の上昇など、様々な要因により進行しており、安心して子どもを産み育てられる環境が求められています。

また、高齢化も進む中で、自立した生活を送ることができる「健康寿命」の延伸のため、高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って、暮らすことができるよう、地域全体での支援体制を充実させていく必要があります。

さらに、感染症の流行など、世代や場所を問わず人々の生命に危険を及ぼすような事態においては、行政のみでなく、あらゆる分野との幅広い連携による対応が求められます。

今後も、すべての町民が、生涯を通じて健康で心豊かに過ごすため、地域福祉計画における「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を重層的に積み重ねた地域ぐるみの福祉が重要と考え、「支え合い」と「豊かな心」をキーワードに『保健福祉』を推進します。

## V 「生活環境」～環境と調和した安全安心なまち～

本町的生活環境については、これまで、協働の視点から町民や地域、団体と連携し、快適に生活できるよう地域環境に配慮した事業や、安全安心なまちづくりを積極的に実施してきましたが、下水道やごみ処理体制の整備、防犯対策については、更なる推進や強化が必要であるとともに、本町で生活する人はもちろん、訪れる人も本町に移り住みたいと選択してもらえることが重要と考えます。

東京圏と適度な距離がある本町の特性を生かし、多様な生活様式に対応できる支援策の充実、町営住宅の管理・運営、大泉町地域防災計画などを軸として、安全安心なまちの形成を推進し、すべての町民が快適で住みやすく魅力あるまちとするための施策の推進を図り、「環境」と「安全安心」をキーワードに『生活環境』を推進します。

## VI 「生涯学習」～夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち～

本町の教育については、地域発展のための担い手の育成を目指し、家庭や学校、地域社会との連携を深めてきました。

今後も「大泉町教育大綱」を基本とし、日々めまぐるしく変化し、多様化する社会を、広い視野でたくましく生き抜く力を持った人材の育成のため、学校と家庭、地域社会が連携し、幅広い世代のニーズに対応できる持続可能な学習機会の確保と情報提供を図り、心身の豊かさを創造する教育を推進します。

本町で生活するあらゆる人が、様々なことにチャレンジしていくための夢や意欲を持ち、まさに生涯にわたっての学びを充実させ、やさしさやおもいやりを持ちながら、生き生きと学ぶことができるまちを目指し、「夢」と「学び」をキーワードに『生涯学習』を推進します。

### ◎基本目標の達成に向けて

基本目標の全分野の取り組みにおいてICTを積極的に導入していくことで、官民一体となってDX【※3】を目指していきます。

※3 DX…ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させることをいいます。



## 第3部 資料

# 1 「大泉町 みらい創造羅針盤」策定の経過

## ■ 基本構想及び実施計画（2019年度～2021年度）の策定

平成29年	8月 7日	庁議
	9月27日	第1回策定推進委員会
	10月10日	第1回策定推進委員会合同部会
	31日	総合計画職員説明会
	12月 6日	第2回策定推進委員会部会
	19日	第2回策定推進委員会
平成30年	1月10日	アンケート調査実施（～1月24日）
	4月20日	第3回策定推進委員会部会
	27日	第3回策定推進委員会
	5月 7日	勤労者向けアンケート調査実施（～5月23日）
	16日	第4回策定推進委員会
	24日	第4回策定推進委員会部会
	30日	第5回策定推進委員会
	6月 8日	第6回策定推進委員会
	15日	第7回策定推進委員会
	19日	町長ヒアリング
	28日	第8回策定推進委員会
	7月 5日	庁議
	19日	議会全員協議会
	24日	第1回総合計画審議会
	26日	パブリックコメント実施（～8月31日）
	9月21日	第9回策定推進委員会
	10月 5日	第2回総合計画審議会
	12日	第10回策定推進委員会
	18日	庁議
	11月16日	第3回総合計画審議会
	12月 6日	議会全員協議会
	11日	12月議会定例会（基本構想の策定）
平成31年	1月16日	第11回策定推進委員会
	25日	第12回策定推進委員会
	31日	総合計画職員説明会
	2月 7日	庁議

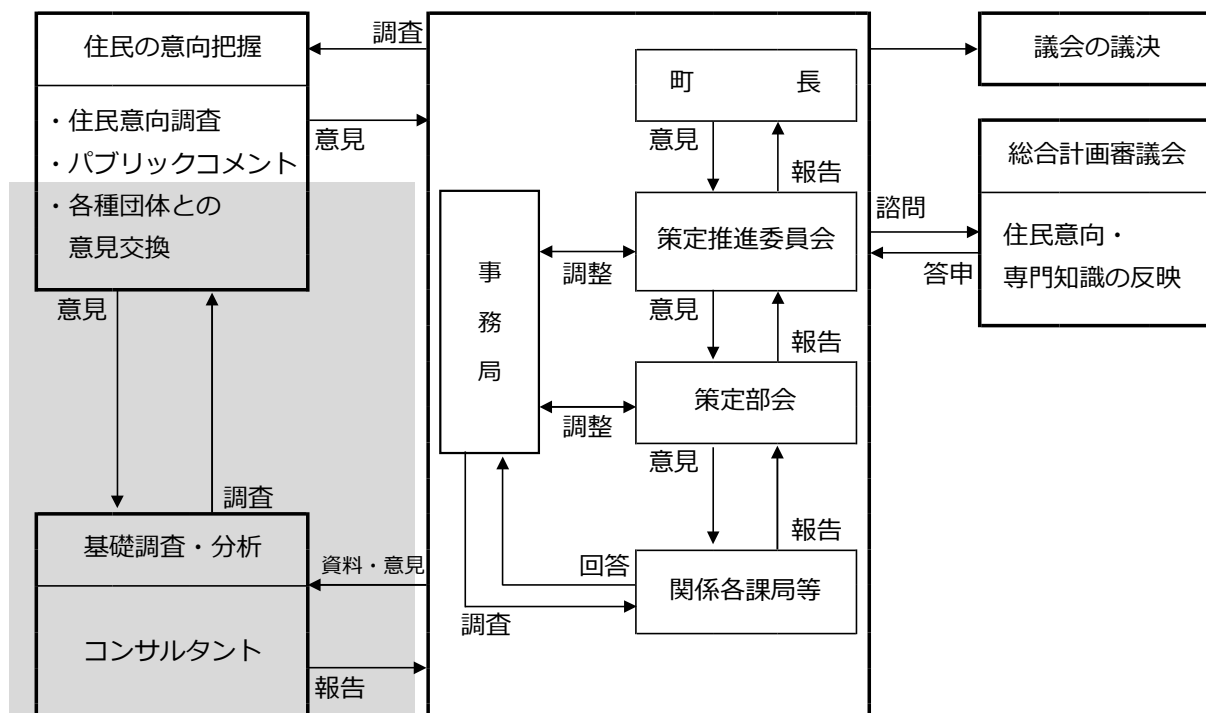
## ■ 基本構想の修正及び第二期実施計画（2022年度～2025年度）の策定

令和2年	12月	3日	庁議
令和3年	2月	24日	第1回策定推進委員会
	3月	25日	第2回策定推進委員会
	4月	27日	第3回策定推進委員会
	5月	12日	第1回策定推進委員会部会（～5月21日）
		27日	第4回策定推進委員会
	6月	3日	議会全員協議会
		11日	第5回策定推進委員会
		23日	第6回策定推進委員会
	7月	1日	第7回策定推進委員会
		8日	町長ヒアリング
		15日	庁議
	8月	5日	議会全員協議会
		6日	パブリックコメント実施（～9月10日）
	9月	17日	第8回策定推進委員会
		24日	第1回総合計画審議会（文書会議）
	10月	14日	第9回策定推進委員会（文書会議）
		21日	庁議
11月	2日	第2回総合計画審議会	
	29日	第2回策定推進委員会部会（～12月22日）	
12月	2日	議会全員協議会	
	7日	12月議会定例会（基本構想の変更）	
令和4年	1月	20日	第10回策定推進委員会
	3月	16日	第11回策定推進委員会（文書会議）
		17日	町長決裁

## ■ 基本構想の修正及び第三期実施計画（2026年度～2029年度）の策定

令和6年	12月5日	庁議
令和7年	2月17日	第1回策定推進委員会
	3月25日	第2回策定推進委員会
	4月23日	第3回策定推進委員会（文書会議）
	5月1日	第1回策定推進委員会部会（～5月13日）
	22日	第4回策定推進委員会
	6月5日	第5回策定推進委員会
	19日	第6回策定推進委員会
	7月3日	第7回策定推進委員会
	10日	庁議
	8月7日	議会全員協議会
	12日	パブリックコメント実施（～9月10日）
	9月25日	第8回策定推進委員会
	10月9日	第1回総合計画審議会
	11月12日	第2回総合計画審議会（文書会議）
12月4日	議会全員協議会	
令和8年	12月9日	12月議会定例会（基本構想の変更）
	15日	第2回策定推進委員会部会（～令和8年1月7日）
	2月13日	第9回策定推進委員会
	2月27日	第10回策定推進委員会（文書会議）
	3月16日	町長決裁

## 2 「大泉町 未来創造羅針盤」策定の実施体制



※網掛けで覆っている箇所は、平成 30 年度の本計画策定時に実施したものです。

※第三期実施計画（2026～2029 年度）より、既存の施策体系を継承しつつ、総合計画の将来都市像の方向性が共通する「地方版総合戦略」と一体的に策定し、人口減少対策や地域活性化を分野横断で推進します。

### ■ 総合計画審議会（兼：人口ビジョン・総合戦略検討委員会）

町長が委嘱する、各公共団体の役職員や学識経験者で組織し、町長の諮問に応じ、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略に関する事項について調査及び審議する機関です。

### ■ 総合計画策定推進委員会（兼：総合戦略等策定委員会）

委員長、副委員長、委員から組織し、委員長を副町長、副委員長を教育長、委員を各部長等とする、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に係る事務を所掌する組織です。

### ■ 総合計画策定推進委員会部会（兼：総合戦略等策定部会）

部会員で組織し、総合計画、人口ビジョン及び総合戦略の策定及び推進に係る調査研究を行うための組織で、部会員は各課長等としています。

### 3 大泉町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大泉町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、大泉町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公共団体等の役職員

(2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大泉町建設審議会条例（昭和32年大泉町条例第25号）は、廃止する。

附 則（昭和50年12月25日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月3日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月8日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月24日）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月10日）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月19日）

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成13年12月17日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月14日）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 4 大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（以下「総合戦略等」という。）の策定及びその効果の検証に関し、客観的な立場から幅広く意見を聴取するため、大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 総合戦略等の策定に関すること。
- (2) 総合戦略等の検証に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会を代表する者
- (3) 商工業関係団体を代表する者
- (4) 農業関係団体を代表する者
- (5) 金融機関を代表する者
- (6) 労働団体を代表する者
- (7) 報道機関関係の者
- (8) 福祉関係団体を代表する者
- (9) 子どもの保護者を代表する者
- (10) 群馬県の職員
- (11) その他特に町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画戦略課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成27年4月28日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年7月7日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 5 大泉町総合計画審議会委員名簿

※大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会との兼務は第三期実施計画より。

### ■ 基本構想及び実施計画（2019年度～2021年度）の策定時

所属・役職等	氏名
大泉町教育委員会 教育長職務代理者（審議会 会長）	高倉 圭子
大泉町農業委員会 会長（審議会 副会長）	持田 一郎
大泉町区長会 会長	岩崎 正男
大泉警察署 署長	荒船 和男
群馬県邑楽館林振興局 局長	小宮 利夫
大泉国際交流協会 会長	糸井 昌信
大泉町協働のまちづくり推進懇談会 座長	中村 京子
大泉町社会福祉協議会 会長	神長 泰弘
大泉町民生委員児童委員協議会 会長	坂本 勝三
館林市邑楽郡医師会 副会長	松本 恵理子
大泉町商工会 会長	茂木 透
大泉町内小中学校校長会 会長	岩上 秀明
大泉町青少年育成推進員連絡協議会 会長	橋本 浩樹
大泉町スポーツ文化振興事業団 理事長	川田 登志雄
関東学園大学 教授	林 仁史
上毛新聞社東毛総局 局長	久保田 健
大泉保育福祉専門学校 学校長	齋藤 ソノ子
大利根金属工業協同組合 理事長	米澤 雄大
群馬銀行大泉支店 支店長	横田 勇起
ONN労働組合 書記長	鈴木 智秀

■ 基本構想の修正及び第二期実施計画（2022年度～2025年度）  
の策定時

所属・役職等	氏名
関東学園大学 教授（審議会 会長）	林 仁史
オン・セミコンダクター労働組合 書記長（審議会 副会長）	鈴木 智秀
大泉町農業委員会 会長	久保田 眞司
大泉町商工会 会長	茂木 透
大利根金属工業協同組合 代表	青木 聡
群馬銀行大泉支店 支店長	稲村 勤
群馬県東部振興局 地域支援員	片山 翔平
大泉国際交流協会 会長	糸井 昌信
大泉町社会福祉協議会 会長	岩瀬 寿夫
館林市邑楽郡医師会 副会長	松本 恵理子
大泉町自治会連絡協議会 会長	岩崎 正男
館林行政県税事務所 所長	武政 秀明
大泉町内小中学校校長会 代表	横山 みどり
大泉町私立幼稚園・認定こども園協会 書記	西本 良枝
上毛新聞社東毛総局 局長	坂西 恭輔
弁護士	神尾 真澄

■ 基本構想の修正及び第三期実施計画（2026年度～2029年度）  
の策定時

所属・役職等	氏名
関東学園大学 教授（審議会 会長）	林 仁史
大泉国際交流協会 会長（審議会 副会長）	糸井 昌信
大泉町農業委員会 会長	久保田 眞司
大泉町商工会 会長	茂木 透
大利根金属工業協同組合 理事長	坂本 直樹
連合群馬館林地域協議会 支部事務局長	斉藤 優樹
群馬銀行大泉支店 支店長	中村 育義
群馬県東部振興局 局長	柴野 敦雄
大泉町社会福祉協議会 会長	細田 順一
館林市邑楽郡医師会 会長	松本 恵理子
大泉町自治会連絡協議会 幹事	関田 正雄
大泉町内小中学校校長会 代表	栞原 百合
大泉町私立幼稚園・認定こども園協会 代表	阿部 聡子
上毛新聞社東毛総局 読者局販売部次長	須藤 拓生
弁護士	神尾 真澄
大泉保育福祉専門学校 学校長	須永 俊彦
大泉町PTA連絡協議会 会長	吉澤 寿人
群馬県デジタルトランスフォーメーション課 DX 主監	麦倉 智史

## 6 大泉町総合計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大泉町総合計画を策定し、及び推進するため、大泉町総合計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(総合計画)

第2条 この要綱において「大泉町総合計画」とは、町政の総合的な計画をいい、次に掲げる基本構想及び実施計画から構成されるものをいう。

(1) 基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な指針として、本町の特性を踏まえたまちづくりの基本理念や将来都市像を示し、かつ、長期的な視点に立った基本目標を示すものをいう。

(2) 実施計画 基本構想における基本目標に基づき、当該基本目標を達成するために必要となる主要な施策を示す計画をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、大泉町総合計画の策定及び推進に係る事項を所掌する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に別表第2左欄に掲げる部会を置き、部会の委員は、同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員長が指名する部会の委員をもって充てる。

3 部会は、委員会の求めに応じ、大泉町総合計画の策定及び推進に係る調査研究を行う。

4 別表第2中欄に掲げる委員会の委員は、同表左欄に掲げる部会を担任する。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会長は、部会の会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画戦略課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(令和7年1月24日)から施行する。

別表第1（第4条関係）

総務部長、企画部長、財務部長、健康福祉部長、住民経済部長、都市建設部長、教育部長、長公室長、議会事務局長及び会計管理者

別表第2（第7条関係）

部会	委員会の委員	部会の委員
生活産業都市部会	住民経済部長 及び 都市建設部長	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、 経済振興課長、農業振興課長、都市整備課長、 土木管理課長、公園下水道課長及び環境整備課 長
教育福祉部会	健康福祉部長 及び 教育部長	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、 教育管理課長、教育指導課長、こども課長 及び生涯学習課長
行財政協働部会	総務部長、 企画部長、 財務部長、 長公室長、 議会事務局長 及び会計管理者	長公室次長、総務課長、企画戦略課長、 新庁舎建設室長、情報政策課長、 多文化協働課長、財政課長、契約管財課長、 税務課長、収納課長、会計課長、議会事務局次長 及び監査委員事務局長

※基本構想の修正及び第二期実施計画（2022年度～2025年度）の策定時

部会	委員会の委員	部会の委員
生活産業都市部会	住民経済部長 及び 都市建設部長	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、 経済振興課長、農業振興課長、都市整備課長、 土木管理課長、都市施設課長及び環境整備課長
教育福祉部会	健康福祉部長 及び 教育部長	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、 教育管理課長、教育指導課長、こども課長、 南保育園長、北保育園長、西保育園長、 生涯学習課長、公民館長及び図書館長
行財政協働部会	総務部長、 企画部長、 財務部長、 議会事務局長 及び会計管理者	長公室長、総務課長、企画戦略課長、 情報政策課長、多文化協働課長、財政課長、 契約管財課長、税務課長、収納課長、会計課長、 議会事務局次長及び監査委員事務局長

※基本構想及び実施計画（2019年度～2021年度）の策定時

部会	委員会の委員	部会の委員
生活産業都市部会	住民経済部長 及び 都市建設部長	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、 経済振興課長、都市整備課長、道路公園課長 及び環境整備課長
教育福祉部会	健康福祉部長 及び 教育部長	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、 教育管理課長、教育指導課長、こども課長、 南保育園長、北保育園長、西保育園長、 生涯学習課長、公民館長及び図書館長
行財政協働部会	総務部長、 企画部長、 財務部長、 議会事務局長 及び会計管理者	秘書課長、総務課長、企画戦略課長、 広報情報課長、多文化協働課長、財政課長、 税務課長、収納課長、会計課長、議会事務局次長 及び監査委員事務局長

## 7 大泉町人口ビジョン・総合戦略策定委員会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（以下「総合戦略等」という。）を策定するに当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため設置する組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(策定委員会)

第2条 総合戦略等を策定するため、総合戦略等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、総合戦略等策定部会（以下「策定部会」という。）が作成する総合戦略等の素案について審議し、総合戦略等の原案を作成する。

3 策定委員会は、別表第1左欄に掲げる職にある者をもって組織する。

4 策定委員会の委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充てる。

5 委員長は、策定委員会の会議を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 策定委員会の委員は、別表第1右欄に掲げる策定部会をそれぞれ担任し、担任する策定部会に必要な助言又は指導を行うものとする。

(策定部会)

第3条 総合戦略等の素案を作成するため、別表第2左欄に掲げる策定部会を置く。

2 各策定部会は、別表第2中欄に掲げる事項を所掌し、同表右欄に掲げる職にある者をもって組織する。

3 各策定部会に、部会長1人、副部会長1人及び庶務担当1人を、それぞれ部会員の互選により置く。

4 部会長は、策定部会の会議を招集し、その議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 庶務担当は、部会の庶務を処理するものとする。

(ワーキンググループ)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、策定部会の補助機関として、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、部会長の指示に基づき次に掲げる事務を行う。

(1) 総合戦略等の素案の作成に必要な資料の収集、整理及び分析に関する事務

(2) 総合戦略等の素案の作成に必要な事務事業又は計画の調査又は調整に関する事務

(3) その他総合戦略等の素案の作成に必要な事務

3 ワーキンググループは、部会長の要請に基づき、所属長の推薦を受けた職員をもって組織する。

4 ワーキンググループに、リーダー1人、サブリーダー1人及び庶務担当1人を置き、部会長がそれぞれ指名する。

5 リーダーは、部会長の指示に基づき組織員を指揮し、第2項各号に掲げる事務を掌理する。

6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

7 庶務担当は、ワーキンググループの庶務を処理するものとする。

(資料の提出要求等)

第5条 策定委員会、策定部会は、必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明又は会議の出席を求めることができる。

(策定状況の報告)

第6条 策定委員会は、町長の求めに応じ総合戦略等の策定状況を報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画部企画戦略課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和7年1月24日）から施行する。

別表第1（第2条関係）

委員	担任する策定部会
副町長	—
教育長	—
総務部長	行財政協働部会
企画部長	行財政協働部会
財務部長	行財政協働部会
健康福祉部長	教育福祉部会
住民経済部長	生活産業都市部会
都市建設部長	生活産業都市部会
教育部長	教育福祉部会
長公室長	行財政協働部会
議会事務局長	行財政協働部会

別表第2（第7条関係）

部会	所掌事項	部会の委員
生活産業都市部会	生活環境、産業振興、基盤整備に関する現状調査、分析と総合戦略等の素案の作成に関すること。	安全安心課長、住民課長、国民健康保険課長、経済振興課長、農業振興課長、都市整備課長、土木管理課長、公園下水道課長及び環境整備課長
教育福祉部会	生涯学習、保健福祉に関する現状調査、分析と総合戦略等の素案の作成に関すること。	福祉課長、高齢介護課長、健康づくり課長、教育管理課長、教育指導課長、こども課長及び生涯学習課長
行財政協働部会	行財政と協働に関する現状調査、分析と総合戦略等の素案の作成に関すること。	長公室次長、総務課長、企画戦略課長、新庁舎建設室長、情報政策課長、多文化協働課長、財政課長、契約管財課長、税務課長、収納課長、会計課長、議会事務局次長及び監査委員事務局長

## 8 大泉町総合計画に係るアンケート調査（抜粋）

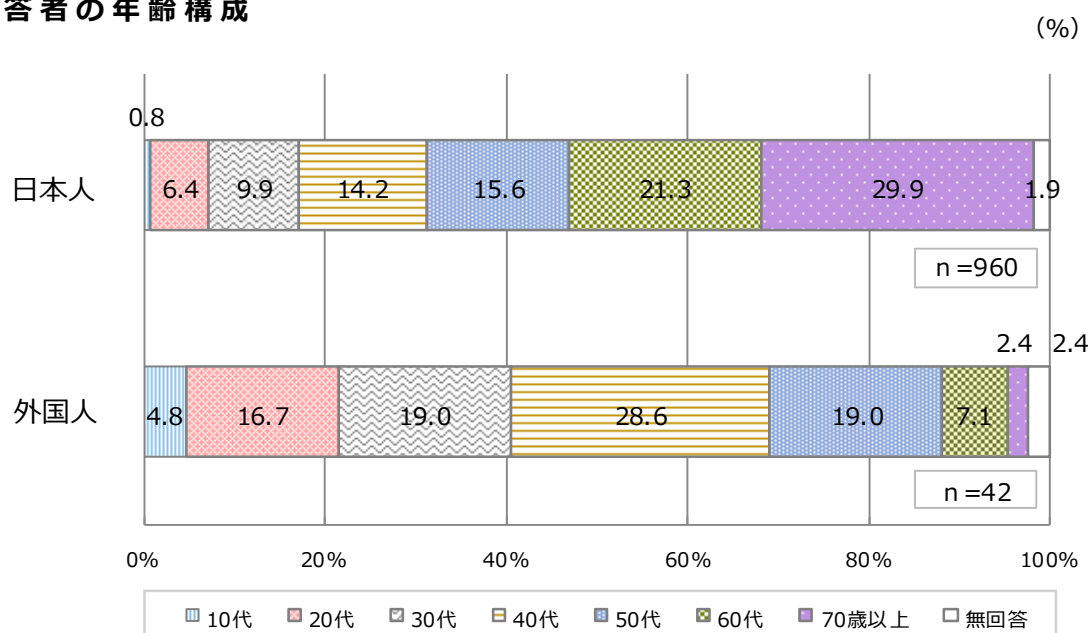
### ■ 調査概要

平成31年度からの「まちづくりの基本的な考え方」や「目指すべき将来の姿」を明らかにし、その実現に向けた取り組みを示す「次期大泉町総合計画」の策定に際し、まちづくりに対するこれまでの評価とこれからのニーズを把握し、広く住民のみなさまのご意向を反映させることを目的として実施しました。

### □ 対象者と実施結果

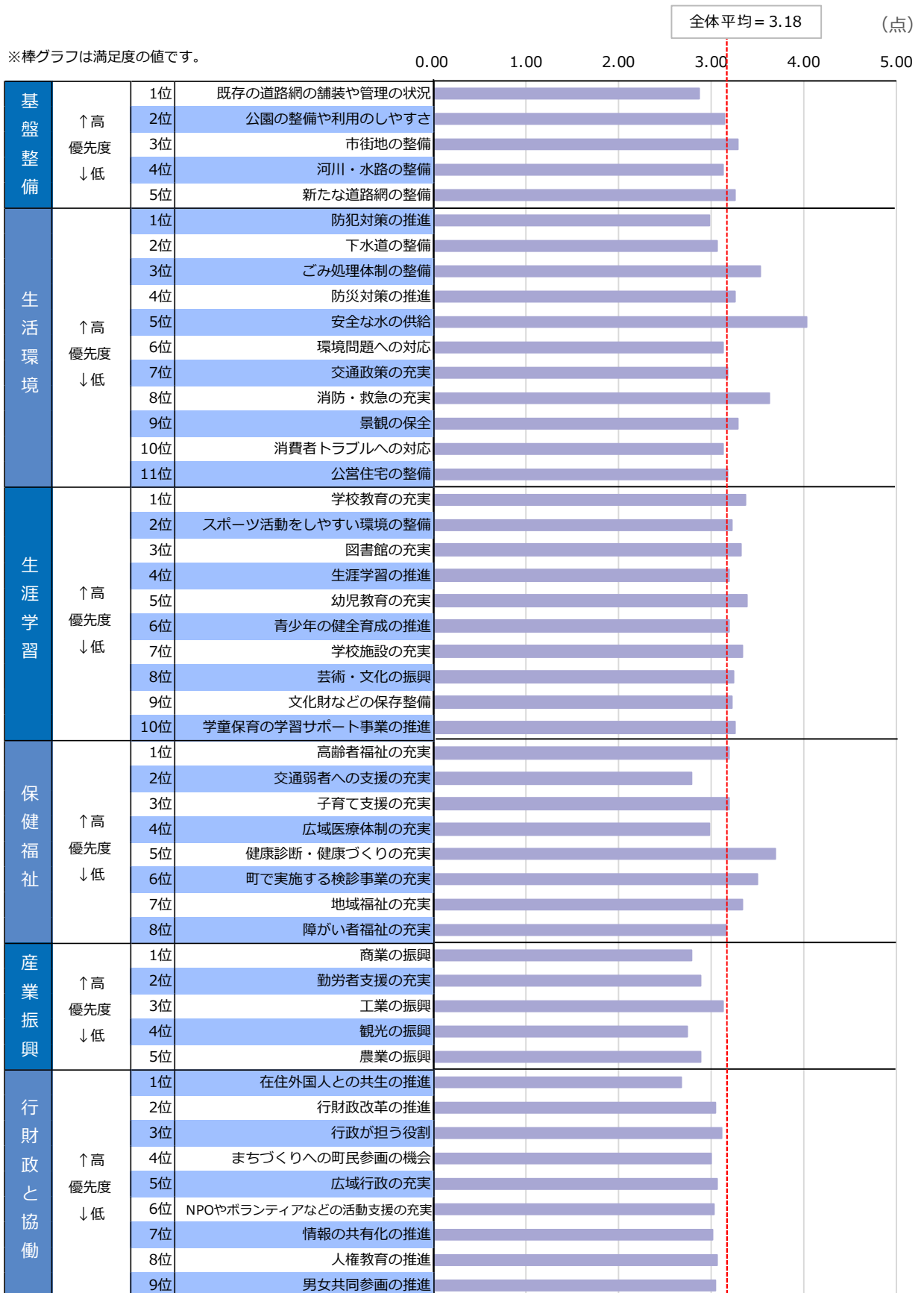
対 象	日 本 人	外 国 人	中 学 生
抽 出 方 法	町内在住の18歳以上の日本人住民から無作為に抽出	町内在住の外国籍住民から無作為に抽出	町内の中学2年生全員
実 施 時 期	平成30年1月	平成30年1月	平成30年1月
実 施 方 法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	各中学校における配布・回収
配 布 数	3,000 票	500 票	336 票
回 収 数	960 票	42 票	319 票
回 収 率	32.0%	8.4%	94.9%

### □ 回答者の年齢構成



## ■ 今後優先すべき施策について

前総合計画における施策の取り組みについての満足度と優先度について、調査しました。なお、優先度については、基本目標の中での優先度順に示しています。



## 9 大泉町の宣言

- ・交通安全都市宣言（昭和 37 年 1 月 29 日 議会制定）  
交通道德の向上と遵法精神の高揚を図り、悲惨な交通事故の絶滅を期す目的で制定されました。
- ・スポーツ都市宣言（昭和 55 年 12 月 19 日 制定）  
大泉町町民憲章に基づき、町民体育館の完成を機に、スポーツをとおして、明るい豊かな大泉町を築くことを目的に制定されました。
- ・非核平和の町宣言（昭和 62 年 6 月 26 日 議会制定）  
世界唯一の核被爆国であり、空爆の悲惨さを体験している大泉町の発足 30 周年にあたり、総ての核兵器の廃絶と、永遠の世界平和の達成を目指し制定されました。
- ・文化都市宣言（昭和 62 年 7 月 24 日 制定）  
大泉町発足 30 周年にあたり、町民憲章にのっとり、特色ある文化都市をめざし、「創造」「感動」「ふれあい」を理念に制定されました。
- ・ゆとり宣言（平成 2 年 9 月 20 日 議会制定）  
労働時間の欧米諸国との均衡を図り、真に豊かな生活を目指し制定されました。
- ・環境宣言（平成 4 年 9 月 25 日 議会制定）  
自然環境の破壊は、人類存亡の危機に発展する。自然環境を守ることを目指し制定されました。
- ・人権尊重と福祉の町宣言（平成 6 年 5 月 20 日 制定）  
町民一人一人が、お互いの人権を尊重しあらゆる形態の差別をなくし、同和問題等の一日も早い解消を含めて、真に自由にして平等な町づくりの推進と、町民総参加による共に支えあう福祉の町づくりを目指して制定されました。
- ・平和都市宣言（平成 29 年 4 月 8 日 制定）  
大泉町発足 60 周年にあたり、戦禍を克服し、生まれ変わったこの緑豊かなふるさとを未来の子どもたちへとつなぎ、平和を願う世界の人々とともに、永久の平和を実現するために制定されました。

**大泉町 未来創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～  
基本構想**

**2019年(平成31年)3月**

**2026年(令和8年)3月 変更**

**発行:大泉町 編集:企画部 企画戦略課**

〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号

TEL 0276-63-3111 (代表) FAX 0276-63-3921

ホームページ <https://www.town.oizumi.gunma.jp>

